

平成29年1月31日

各 位

会 社 名 東京電力ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 廣瀬 直己
(コード番号：9501 東証第1部)

問合せ先 総務・法務室株式会社グループマネージャー 前田 邦之
(TEL . 03-6373-1111)

特別事業計画の変更の認定について

当社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第46条第1項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構と共同で、主務大臣（内閣府機構担当室及び経済産業省資源エネルギー庁）に対し、平成28年3月31日に認定を受けた特別事業計画の変更の認定を本年1月26日に申請しておりましたが、本日、同計画について認定をいただきました。

当社といたしましては、原子力事故の被害に遭われた方々の立場に寄り添った賠償を最後のお一人まで貫徹してまいります。

以 上

添付資料：特別事業計画の変更の概要

< 参考：新・総合特別事業計画（抄） >

<http://www.tepco.co.jp/press/releasae/2017/pdf1/170131j0102.pdf>

特別事業計画の変更の概要

1. 今回の変更の考え方

- 原子力損害賠償に万全を期すため、「要賠償額の見通し」に係る項目を中心に変更。
- 上記に加え、所要の変更も実施。

2. 主な変更内容

2017年1月以降の農林業に係る新たな賠償の実施や、出荷制限や風評被害等見積額の算定期間を延ばしたことに加え、これまでの応諾実績等を踏まえた除染費用の見積額の増加等を踏まえ、要賠償額は7,078億円増加し、8兆3,664億円となった旨を記載。

<要賠償額増加の内訳>

- 2017年1月以降の農林業に係る新たな賠償の実施
… 約561億円
- 出荷制限や風評被害等の見積額の算定期間を延ばしたことによる増加等
… 約2,380億円
- これまでの応諾実績を踏まえた除染等費用の見積額の増加
… 約4,136億円

以 上